

宮崎県における建築士事務所の処分基準

平成19年12月10日制定
県土整備部建築住宅課

1 趣旨

本基準は、知事が建築士法（昭和25年法律第 202号。以下「法」という。）第26条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく監督処分（以下「処分」という。）を行う場合の基準を定めることにより、建築士事務所の開設者の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、建築士事務所の開設者の業務の適正を確保することを目的とする。

2 用語

本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「登録取消」とは、法第26条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき行う登録の取消しをいう。
- (2) 「閉鎖」とは、法第26条第 2 項の規定に基づき行う閉鎖の命令をいう。
- (3) 「戒告」とは、法第26条第 2 項の規定に基づき行う戒告をいう。
- (4) 「文書注意」とは、法第26条第 2 項の規定に基づく処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

3 処分等の基本方針

建築士事務所の開設者の業務の適正を確保するため、建築士事務所の開設者が、法第26条第 1 項又は第 2 項に規定する処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分又は文書注意（以下「処分等」という。）を行うものとする。

4 処分等の基準

(1) 一般的基準

処分等の内容は、別表第 1 「建築士事務所監督処分ランク表」に掲げる処分事由に対応するランクを基本に、下記(2)及び(3)を勘案して処分等のランクを決定したうえで、別表第 3 「処分区分表」によって決定するものとする。

(2) 複数の処分事由に該当する場合の取扱い

イ 一の行為が二以上の処分事由（別表第 1 に掲げる処分事由をいう。以下同じ。）に該当する場合は、最も重い処分事由のランクに基づき処分等のランクを決定するものとする。

ロ 処分等を行うべき二以上の行為について併せて処分等を行う場合は、最も重い処分事由のランクに加重して処分等のランクを決定するものとする。

ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等を勘案し、単一の行為とみなしてランクを決定することができる。

(3) 個別事情によるランクの加重又は軽減

処分事由に該当する行為について、別表第 2 「個別事情による加減表」に掲げる事情があると認められるときは、同表の区分に従い、ランクを加重又は軽減することができるものとする。

(4) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等の履歴のある者に対する処分等の内容は、上記(1)から(3)により今回相当とされる処分等のランクに、別表第4「過去に処分等を受けている場合の取扱表」の区分に従ってランクを加重したうえで、決定するものとする。

5 その他

(1) 処分等の保留

司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合、処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

(2) 処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、建築士事務所の開設者として適正に業務を行うなど、法令遵守の状況等が窺えるような場合は、処分等をしないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。なお、上記(1)により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

附則

この基準は、平成19年12月10日から施行する。

附則

- 1 この基準は、平成27年12月10日から施行する。
- 2 この基準の施行日前にした行為について処分等を行う場合は、なお従前の例による。

別表第1 建築士事務所監督処分ランク表

処分根拠		処分事由	関係条文	ランク
法第26条第1項	第1号 該当	虚偽又は不誠の事実に基づく登録	23の3①	16
	第2号 該当	絶対的登録拒否事由に該当	23の4①	
	第3号 該当	廃業等の届出怠惰	23の7	
法第26条第2項	第1号 該当	契約締結時の書面の交付義務違反	22の3の3 ①②③	4
		名義貸し	24の2	6
		再委託の制限違反	24の3	4
		事務所の帳簿不作成、不保存	24の4	
		事務所標識非掲示	24の5	
		業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽記入	24の6	
		重要事項説明義務違反	24の7	
		業務委託等の書面の交付義務違反	24の8①	
	第2号 該当	相対的登録拒否事由に該当	23の4②	
	第3号 該当	事務所変更届懈怠、虚偽報告	23の5①②	4
	第4号 該当	管理建築士の懲戒処分	10①	1～16
	第5号 該当	所属建築士の懲戒処分	10①	
	第6号 該当	管理建築士の業務範囲の逸脱	3①、 3の2①③	6
	第7号 該当	所属建築士の業務範囲の逸脱	3①、 3の2①③	
第8号 該当	無資格者の業務範囲の逸脱	3①、 3の2①③、 3の3①		
第9号 該当	事務所閉鎖処分違反	26②	16	
	事務所報告、検査義務違反	26の2①	4	
第10号 該当	前各号以外の業務に関する不正行為		1～16	

備考

- 1 法第26条第2項第1号又は第3号の処分等に当たっては、違反者である建築士に対して行われる懲戒処分のランクに準じた処分のランクを決定すること。なお、違反者が建築士でない開設者の場合は、建築士であった場合の懲戒処分を勘案して処分のランクを決定するものとする。
- 2 法第26条第2項第4号又は第5号の処分等に当たっては、違反者である建築士に対して行われる懲戒処分のランクに準じた処分のランクを決定すること。ただし、第5号の処分等に当たっては、当該懲戒処分の原因となった事実に係る建築士事務所としての関与の有無等を勘案してランクを決定する。
- 3 法第26条第2項第10号の「業務に関し不正な行為をしたとき」とは、建築士事務所の開設者がその業務に関する契約を有責に履行せず、依頼主に損害を与えた場合等である。

別表第2 個別事情による加減表

項目	内容	加重・軽減
行為者の意識	○重大な悪意あるいは害意に基づく行為	+3ランク
	○行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合	▲1～▲3ランク
行為の態様	○違反行為等の内容が軽微であり、情状をくむべき場合	▲1～▲3ランク
	○暴力的行為又は詐欺的行為	+3ランク
	○法令違反等の状態が長期にわたる場合	+3ランク
	○常習的に行っている場合	+3ランク
是正等の対応	○速やかに法令違反等の状態の解消を自主的に行った場合	▲1ランク
	○処分の対象となる事由につき自主的に申し出てきた場合	▲1ランク
社会的影響	○刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	+3ランク
その他	○上記以外の特に考慮すべき事情がある場合	適宜加減

別表第3 処分区分表

処分等のランク	処分等の内容
1	文書注意
2	戒告
3	事務所閉鎖1月未満
4	事務所閉鎖1月
5	事務所閉鎖2月
6	事務所閉鎖3月
7	事務所閉鎖4月
8	事務所閉鎖5月
9	事務所閉鎖6月
10	事務所閉鎖7月
11	事務所閉鎖8月
12	事務所閉鎖9月
13	事務所閉鎖10月
14	事務所閉鎖11月
15	事務所閉鎖12月
16以上	登録取消

※事務所閉鎖期間については、暦に従うものとする。

別表第4 過去に処分等を受けている場合の取扱表

過去の処分等 今回相当処分等	文書注意 (ランク1)	戒告 (ランク2)	事務所閉鎖 (ランク3～15)	登録取消 (ランク16以上)
文書注意 (ランク1)				
戒告 (ランク2)	+1ランク (+2ランク)	+3ランク (+4ランク)		
事務所閉鎖 (ランク3～15)				
登録取消 (ランク16以上)	登録取消			

()は過去の処分等の処分事由が今回の処分事由と同じ場合

(注1) 過去の処分等の処分事由が今回の処分事由と同じ場合は、上表中の()内のランクを今回相当とされる処分等のランクに加重する。ただし、過去の処分事由が別表第1のランク6以上に該当し、今回も同表のランク6以上に該当する場合は、登録取消を行うものとする。

(注2) 過去の処分等が今回の処分事由となる行為から5年より前である場合は、上表中のランクを1ランク軽減し加重するものとする。ただし、過去の処分事由が別表第1のランク6以上に該当する場合は軽減しない。

